

第 2 6 0 回

国有財産関東地方審議会議事録

平成 3 0 年 6 月 1 2 日

三 番 町 共 用 会 議 所

2 階 大 会 議 室

関 東 財 務 局

## 目 次

1. 開 会 -----	1
2. 関東財務局長あいさつ -----	1
3. 諮問事項等審議 -----	3

### 諮問事項

#### 第1 諮問

東京都立川市泉町外に所在する土地を立川市に対し、ごみ処理施設敷地として無償貸付することについて -----	3
---	---

#### 第2 諮問

神奈川県横浜市中区小港町2丁目に所在する土地を学校法人横浜インターナショナルスクールに対し、学校敷地として時価売払いすることについて -	10
--	----

#### 第3 諮問

大手町二丁目地区第一種市街地再開発事業により権利変換を受けた再開発ビルの一部を東京都千代田区霞が関に所在する日本郵政ビルと交換することについて -----	18
---	----

### 報告事項

国有財産関東地方審議会答申案件の処理状況等について -----	23
4. 閉 会 -----	26

午後 2 時 0 0 分開会

## 1 開 会

○上條会長 本日は、大変ご多用中のところご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

ただいまから、第 260 回国有財産関東地方審議会を開会いたします。

開会に当たりまして、委員の出席状況について報告いたします。

本審議会は、国有財産法施行令第 6 条の 8 第 1 項の規定に基づきまして、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができないこととなっております。

本日は、委員 12 名中 10 名の方のご出席をいただき、半数以上となっておりますので、本日の審議会は有効に成立しておりますことを報告いたします。

## 2 関東財務局長あいさつ

○上條会長 それでは、議事に入りたいと思いますが、その前に、関東財務局長からご挨拶がございます。

○浅野関東財務局長 関東財務局長の浅野でございます。本日は、ご多用のところご出席賜りまして、本当にありがとうございます。また、上條会長をはじめ委員の皆様方におかれましては、日ごろより国有財産行政についてご支援、ご理解を賜っておりますことを厚く御礼申し上げます。

本日は、諮問事項 3 件につきましてご審議いただきたく、お願い申し上げます。

まず、財務省において種々問題が起きておりまして、皆様に大変ご心配をかけておりまして、申し訳なく思っております。

私どもとしては、皆様からいただいたご批判、お叱り等を真摯に受け止め、信頼回復に向けて適切な業務運営に努めてまいりたいと思います。引き続きご指導のほど、お願い申し上げます。

さて、私ども関東財務局の最近の業務ということで、2点お話しさせていただきます。

まず1点目は、不動産業務に関わるということで、景気全体の話でございます。実は本日発表しております4月から6月期の法人企業景気予測調査というものが関東分でも発表されているわけですが、その数字を幾つか披露させていただきたいと思っております。本日の夕刊か明日の朝刊には、景況感悪化とか掲載されるかもしれませんが、4月－6月期の数字は1－3月期と比べて悪化することは毎年なものですから、1年前の4月－6月期の景況感と今年を比べると改善しているということが言えるというのが1点目でございます。

また、景気の中でも、一番大事なのは売上げではないかと思っておりますが、これにつきましては増収ということで、30年度上期についても増収4.8%という見込みになっておりますし、通期でも3.8%ということで、需要があるというのは極めて良い状況だと思っております。

また、設備投資、これが不動産に関わる可能性が高いわけでございますけれども、これにつきましては、30年度上期は19.9%の伸びということで、1年前と比べて2割近い伸びが予想されており、30年度通期、4月－3月で見ても13.5%の伸びということでございます。これはあくまで法人にアンケートをとって、今年度の設備投資をどれぐらいしますかという数字ですが、売上げも含めて景気全体としては非常に良い形になっているのではないかと思うわけでありまして。

2点目は、国有財産行政ということでございます。関東財務局含めて財務省全体では、待機児童解消に向けた保育施設の設備や介護施設の整備に係る国有地活用策ということで、そういう取扱いを促進しているわけでございますけれども、関東財務局における平成29年度の社会福祉分野への国有財産の活用実績は、契約ベースで売却8件、定期借地24件というのが29年度の実績となっております。また、税外収入の確保に向け、入札などによる土地の売却にも力を入れているところで、29年度の1年間で約700億円の歳入ということになったわけでございます。

なお、以前審議会でもお諮りいただきました千代田区にあります九段会館につきましては、二段階一般競争入札を実施して、国有地を借り受け保存・活用を行う民間事業者と本年3月1日に契約を締結したところでございます。

以上のような点が私どもの最近の国有財産行政ということでございますが、どの分

野も含めて皆様方のご指導を仰ぎながら、地元、地域といった視点を持ちながらやっていきたいと思っております。また、特に国有財産につきましては、ルールに則った行政をきちんと実施していくということで、適切に取り組んでいく所存でございます。

引き続き、皆様方におかれましてはご指導いただくとともに、また、ご批判や、ご要望、ご意見等ございましたら、いつでも頂戴いただければうれしく思っております。

以上、簡単ではございますけれども、私の挨拶とさせていただきます。

○上條会長 どうもありがとうございました。

### 3 諮問事項等審議

○上條会長 それでは、諮問事項の審議に入りたいと思います。

#### 諮問事項

##### 第1 諮問

東京都立川市泉町外に所在する土地を立川市に対し、ごみ処理施設敷地として無償貸付することについて

○上條会長 第1 諮問は、東京都立川市泉町外に所在する土地を立川市に対し、ごみ処理施設敷地として無償貸付するものです。

それでは、事務局から諮問事項の説明をお願いいたします。

○水島管財第2 部次長 管財第2 部次長の水島でございます。私から第1 諮問についてご説明させていただきます。

本件は、東京都立川市泉町外に所在する土地を立川市に対し、ごみ処理施設敷地として無償貸付しようとするものでございます。

まず、前方スクリーンの位置図をご覧ください。今回ご審議いただきます財産を赤枠で表示しております。

本財産は、昭和5 1 年から5 2 年に米軍から返還された立川飛行場跡地の一部でございます。JR 青梅線「東中神」駅の北方約1. 2 キロメートルに位置しており、周辺には、国営昭和記念公園、広域防災基地等がございます。

次に、案内図をご覧ください。

本財産は、面積が24,354平方メートルで、東西約200メートル、南北約140メートルの台形の土地でございます。都市計画上は、第1種低層住居専用地域に指定されておりまして、建ぺい率30%、容積率50%となっております。

本財産は、土地区画整理事業によりまして整備された画地でありまして、図の黒枠で囲まれた約66.1ヘクタールの部分が土地区画整理事業区域となります。

本区画整理事業は、平成24年3月に都市計画決定されまして、平成25年1月に都市再生機構を施行者として事業認可され、平成25年9月から平成29年12月にかけて基盤整備工事が実施されたものでございます。平成31年度に事業が完了する予定となっております。

次に、土地区画整理事業区域内の利用計画についてご説明いたします。

本事業区域の区画割りは、公的利用、国利用、都利用、公共利用、民間利用、環境保全用地、公園となっております。ご審議いただきます本財産は、利用計画において公的利用とされている画地でございます。

現況でございますが、既に道路及び画地の整備は完了しておりまして、道路については、平成29年4月から供用が開始されております。また、法務省の矯正施設である東日本成人矯正医療センターや矯正研修所等が入る国際法務総合センター、土地区画整理事業により整備された地区公園及び既存樹木等の自然環境をそのまま残す環境保全用地の画地につきましては、既に計画に沿った利用がなされております。その他の画地につきましては未利用でありまして、今後入札等により処分が行われていくものでございます。

続きまして、本財産の利用計画についてご説明いたします。

施設整備につきましては、今後設計を行うため、あくまで現段階のイメージになりますけれども、立川市は、敷地の東側に、建築面積約5,000平方メートル、地下16メートル、地上30メートルの建物と高さ59メートルの煙突の整備を計画しております。

ごみ処理施設の処理能力は、1日当たり130トンを予定しております。これは、立川市ではごみの減量化及び資源化を推進しており、ごみ処理基本計画に基づく年間処理量が新施設稼働後最大になると見込まれている平成34年度においても、想定処理量は1日当たり125トンと算定されているためでございます。また、ごみ処理施設からの排ガスにつきましても、国の規制値よりも厳しい自主規制値を採用すること

を検討しており、新施設においては排ガスがよりクリーンなものとなります。

本施設は、ごみ処理施設としての役割に加えまして、大規模災害時におけるエネルギー供給や救護物資の中継地点という防災機能、施設見学者に対して施設の仕組みやごみ処理、環境問題に係る情報等の普及啓発を行う環境学習機能も備えることを想定しておりまして、敷地の北西側に地域の防災拠点・環境学習活用ゾーンの整備を計画しております。

次に、本施設整備の必要性及び緊急性についてご説明いたします。

立川市の現ごみ処理施設は、本財産から約4.3キロメートル離れた立川市若葉町にありまして、昭和54年に1・2号炉、平成9年に3号炉が稼働を開始しております。一般的には20年程度で廃止を迎える施設が多い中で、特に1・2号炉につきましては、稼働から38年以上が経過してしまっており老朽化が著しく、早急な建替えの必要性が生じております。

しかし、現施設は敷地面積が狭く住宅地に隣接していることから、現在地での建替えは困難でありまして、本国有地以外に適地がない状況でございます。さらに、周辺自治会には、平成4年に3号炉の焼却炉の増設を計画する際に、現在の場所での焼却業務を平成20年12月で終了し、別の場所に移転するという協定を締結した経緯もありまして、速やかな移転を求められております。新たなごみ処理体制の構築が立川市における喫緊の課題となっているところでございます。

このような状況下で、立川市は土地区画整理事業が進捗し、区域内に公的利用の土地があり、周辺は国や都の施設、公園などが予定されていることから、居住区との距離が離れ住環境に及ぼす影響が少ない点や、周辺の道路基盤が整備されている点等を考慮しまして、本財産でのごみ処理施設建設が最適であると判断したところでございます。

また、近隣住民への説明を行いまして了解を得ており、あわせて、隣接する国営昭和記念公園側とも調整済でございます。

今後の整備スケジュールでございますが、まず、平成30年9月に立川市ごみ焼却場を都市施設として都市計画決定し、無償貸付契約を締結することを予定しております。また、施設整備に当たり、用途地域を第1種低層住居専用地域・第1種高度地区から、計画建物の建設が可能となる第2種住居地域・第2種高度地区といたします。平成31年4月には事業者を決定し、同じく平成31年度中に実施設計を行います。

その後、平成32年度から34年度にかけてごみ処理施設の建設工事を行い、平成34年度中に供用開始となる予定でございます。

改めて利用計画図をご覧ください。

本財産は、立川市と昭島市との市境上に位置しておりまして、立川市は昭島市域も含めてごみ処理施設の敷地としたいとしております。

その理由でございますけれども、立川市は、新たに建設するごみ処理施設を大規模災害時に機能が損なわれない施設、市民から親しまれる施設とすることを目指しておりまして、敷地の一部を災害発生時には地域の防災拠点として、平時には環境学習イベント等が開催できる緑を配した憩いの場として活用することによりまして、災害時の対策強化、環境に関心を持てる創意工夫を生かした開かれた施設づくりといった、立川市新清掃工場整備基本計画に沿ったごみ処理施設が実現できるというものでございます。

なお、昭島市域も含めた一体の敷地をごみ処理施設の敷地とすることにつきましては、昭島市の合意を得ているところでございます。

最後に、本件の処分条件等についてご説明させていただきます。

処分条件につきましては、国有財産法第22条第1項第1号に基づき、全面積を無償で貸付することとなります。

また、契約方式につきましては、会計法の規定に基づいて随意契約によることとなります。

なお、貸付けに当たりましては、財務省通達に基づき、ごみ処理施設敷地として貸付期間中用途指定を付すこととしております。

追って、本施設が供用開始されました後に、国有財産法第28条第4号の規定に基づいて譲与を行う予定にしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○上條会長 ありがとうございます。

それでは、本件につきまして、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。どうぞ。

○井岡委員 2つほど確認させていただきたい点があります。これは、昭島市にも跨っているということで、昭島市の合意を得ていると先ほどお聞きしましたが、この場合、住民説明というのは、例えば、昭島市側へ住む方への住民説明もなさるのかどう

かということが1点。

また、地域の防災拠点となっておりますが、地域というのは、昭島市も入るのか、それとも立川市の住民中心ということになるのか、その2点をお願いいたします。

○上條会長 お願いします。

○水島管財第2部次長 まず、最初の住民説明ですけれども、住民説明につきましては、新施設の半径500メートル以内の住民に説明しております。左側は昭島市になりますので、昭島市の住民の方にも説明しております。昭島市とは合意書を取り交わしていただいております。

地域の防災につきましては、まだ細かい利用方法までは決まっておりませんが、昭島市もあわせて利用できるということで検討していると聞いております。

○井岡委員 ありがとうございます。

○上條会長 よろしいですか。

○井岡委員 はい。

○倉林管財第2部長 若干補足してご説明します。

○上條会長 どうぞ。

○倉林管財第2部長 先ほどの昭島市の住民の方への説明ですけれども、当初は、なぜ昭島市の近くに立川市のごみ清掃工場ができるのかということで反対の意見がございましたけれども、いろいろ説明している過程で、昭島市の地域の方々にとってもあってよかったなと思えるような、地元の方にとって役に立つ施設にしてほしいという形で、昭島市側も理解を示していると聞いております。

○井岡委員 わかりました。ありがとうございます。

○上條会長 ほかにいかがでしょうか。伊藤委員、お願いします。

○伊藤委員 先ほど、ごみ処理施設を作るに当たって、現行の都市計画法上の用途地域は第1種低層住居専用地域で、第2種住居地域に変更予定だということでしたけど、平成何年ごろを目安に変更予定なのか確認させてください。既に第2種住居地域に変わっているのですか。

○水島管財第2部次長 この審議会の答申を得まして、平成30年9月に都市計画の変更を予定しております。

○伊藤委員 わかりました。ありがとうございました。

○上條会長 よろしいですか。ほかにはいかがでしょうか。どうぞ、佐谷委員。

○佐谷委員 事前の説明のときにもお話ししたのですが、国営昭和記念公園というのは、国民にとって非常に貴重な公園であると思います。その近接地に、地元の要望というか、地元がお困りであるということはよくわかるので、ごみ焼却施設を作るといふ土地利用もミクロに見たときには理解できるのですが、全体で見たときには、土地利用としてあまりふさわしくないのかなと思っています。今回の件はかなり計画も進んでいるので仕方ない面はあるのですが、将来的には、こういう国レベルの施設のところに近隣の迷惑施設的なものを配置するというようなことがあまりないように、例えば、国土交通省も交えて調整するとか、そういう仕組みを考えていただきたいなと思いました。

○上條会長 いかがですか。

○水島管財第2部次長 その辺のところは、今回のケースはある程度、計画が進んでいるのですが、今後このような計画があれば、立地も含めて検討して調整していきたいと思います。

○上條会長 どうぞ。

○神委員 今の質問に関連すると思うのですが、国営昭和記念公園があつて、向かい側に国際法務総合センターが一部建っていると思うのですが、そういうものが建った場合、先ほどのご説明ですと、工場棟に59メートルの煙突が立つという、何か全体としてそぐわない景観になるのではないかと気になりました。

○水島管財第2部次長 そちらにつきましては、生活環境影響調査を行っておりまして、大気汚染とかもあるのですが、景観も含めてやっております、想定なのですが、そこまで影響を及ぼすような景観にはならないというような結果が出ておりまして、その辺のところも含めて近隣住民等説明もしておりますし、ホームページ等でも公表いたしまして、意見等も募っておりますが、結果として、そこまでの影響はないという結論に至っているところでございます。

○上條会長 長谷川委員、どうぞ。

○長谷川委員 やっぱり今の話とちょっと関連する話ですけれども、煙突からの煙というか、大気汚染については先ほどのご説明だと通常の基準よりも厳しい自主規制でやっているという話をお伺いしました。その厳しい自主規制というのは何となく漠然

としてよくわからないので、ほかの似たような施設と比べたときにどの程度厳しいのか、その辺がもう少し具体的にわかれば教えていただけますか。

○倉林管財第2部長 今のご質問の件ですけれども、立川市のほうで、いろいろなポイントで大気汚染などの調査項目がありますが、一方で、国の環境基準という具体的な定量的な数字がありますが、全ての地点において各項目とも基準値を下回っていたということです。具体的な数字は差し控えさせていただきますが、いずれにしても全てのポイントにおいて基準値を下回っているという調査結果が出ています。

○上條会長 よろしいですか、長谷川委員。

○長谷川委員 はい。

○上條会長 では、どうぞ。

○間部委員 先ほど、近隣の住民に対する説明は昭島市も含めてされているというお話がありましたけれども、一般住民からすれば、こういうごみ施設ができることによる懸念をお持ちの方はいらっしゃると思いますので、特にこれから建設が本格化していく中では、引き続き丁寧な対応をしていただくということを立川市のほうにも求める必要があると思っております。意見ということで申し上げておきます。

以上です。

○水島管財第2部次長 わかりました。

○上條会長 よろしく申し上げます。

ほかにはいかがでしょうか。竹内委員、どうぞ。

○竹内委員 先ほどご説明の中で、エネルギーの供給というようなキーワードがあったように聞こえたのですけれども、それは間違いはないですか。防災拠点かつエネルギー供給といった施設でしょうか。

○水島管財第2部次長 災害で周りの電力が使えなくなったときに、この施設は震災とか、浸水とか、停電とか皆対策を施しまして、ここだけは使える施設、周りがエネルギー供給できないようになったとしても、ここのごみ処理施設で供給するような、そういう機能を備えるということになっております。

○竹内委員 それは、ここが発電施設を持つという意味と同じですか。

○倉林管財第2部長 清掃工場の稼働に伴って発生するエネルギーがありますが、余熱利用でエネルギー供給をしていくということ。発電もあり、電力や熱エネルギーを周囲の公共施設に供給する形で防災活動を支援していこうと、そのような形になって

おります。

○竹内委員 そういった取組みは、すごくいいなと思いますので、アピールされたほうがいいのかなどという感じを受けました。

○倉林管財第2部長 ありがとうございます。立川市も単純な清掃工場だけという機能ではなくて、地域の防災拠点ですとか、あるいは先ほど申しあげました環境学習ゾーン、そういった付加価値の高いごみ清掃工場にしていきたいということを申しておりますので、そういったことも含めてこれから周りの住民等に説明していくことを我々からも話していきたいと思います。ありがとうございました。

○上條会長 よろしいですか。ほかにはいかがでしょうか。

それでは、ちょっと1点だけ。この施設のやや西側というか、北西側に横田基地がありますよね。かなり近いところにあると思いますが、59メートルの建物というのはこの周辺にはほとんど存在しないと思うのです。横田基地の米軍機着陸・離陸などの航路に近いところに本地はあるのではないかなという気がするのですが、その点については特に問題がないということは確認されているわけですね。

○水島管財第2部次長 はい。確認しております。ごみ処理場と横田飛行場の高さ制限の関係で言いますと、この地域で約153メートルまで問題ないという、これは防衛省のほうにも確認しております。

○上條会長 わかりました。ほかにはいかがでしょうか。

それでは、ご意見も出尽くしたようですので、諮問どおり決定したいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○上條会長 それでは、諮問どおり決定したいと存じます。

## 第2 諮問

神奈川県横浜市中区小港町2丁目に所在する土地を学校法人横浜インターナショナルスクールに対し、学校敷地として時価売払いすることについて

○上條会長 次に、第2 諮問の審議に移りたいと思います。第2 諮問は、神奈川県横浜市中区小港町2丁目に所在する土地を学校法人横浜インターナショナルスクールに

対し、学校敷地として時価売払いするものです。

それでは、諮問事項の説明をお願いいたします。

○倉林管財第2部長 管財第2部長の倉林でございます。それでは、第2諮問についてご説明いたします。

本件は、神奈川県横浜市中区小港町2丁目に所在します土地を学校法人横浜インターナショナルスクールに対し、学校の移転建替用地として、時価売払いしようとするものでございます。

まず、前方スクリーンの位置図をご覧いただきたいと思えます。今回ご審議いただきます対象財産を赤枠で表示してございます。

こちらは、米軍返還財産、横浜海浜住宅地区跡地の一部でございまして、スクリーン上のみなどみらい線「元町・中華街」駅の南東方約2キロメートルに位置してございまして、周辺には、住宅、商業施設、あるいは警察署などが所在してございます。

次に、案内図をご覧いただきたいと思えます。

本財産は、面積14,685平方メートルで、南北に125メートル、東西に115メートルのほぼ整形な土地でございます。

都市計画上は、画面左側の南西側の市道から約65メートルが第1種住居地域で、そのほかは準住居地域に指定されていまして、建ぺい率は60%、容積率200%となっております。

次に、本財産を含む横浜海浜住宅地区跡地の経緯についてご説明いたします。

横浜海浜住宅地区跡地は、昭和21年10月に連合軍に接收後、昭和27年7月から米軍に提供されまして、駐在する米軍やその家族が暮らす住宅をはじめ、学校ですとかスーパーなど、いわば小さなアメリカの街がそこに存在していましたが、昭和57年3月に全面返還されました。

返還されました跡地につきましては、土地区画整理事業が行われた後、国有地、全部で32.5ヘクタールについて処理を進めていったわけでございますけれども、スクリーンにありますとおり、公園ですとか、小学校、中学校など、順次処理を進めてきた結果、黄色でお示ししております2区画の約2.7ヘクタールが未処理となっております。今回ご審議いただきます財産は、北側の約1.5ヘクタールの土地でございます。

なお、南側の1.2ヘクタールの土地につきましては、引き続き横浜市において土地

利用を検討していきたいとしております。

本財産につきましては、これまで具体的な利用計画の策定、実現には至っておりませんでしたけれども、取得の相談などが複数寄せられておりましたので、私どもとしましては、一般的な国有地の処分手続に従いまして、公的取得要望の公募を実施することとしまして、昨年12月から3カ月間、私どものホームページに掲載しまして、要望の受付を行ってまいりました。

結果として、学校法人横浜インターナショナルスクール1者から、学校の移転用地として取得要望があったものでございます。

次に、学校法人横浜インターナショナルスクールについてご説明いたします。

本校は、大正13年に開校したインターナショナルスクールでございまして、昭和44年に学校法人の設立、また学校教育法上の「各種学校」ということになりましたけれども、「各種学校」の認可を受けまして、長年にわたり、横浜市中区山手町にて外国人学校として運営されています。

現在、幼稚部から高等部までおよそ45カ国の国籍の児童生徒約700名が在籍しておりまして、英語教育が主体ですけれども、第二外国語として日本語、フランス語、スペイン語、中国語などを学ぶことも可能となっています。

また、「国際バカロレア認定校」でございまして、国際バカロレア機構が提供する世界標準の教育プログラムを使って教育を行っておりまして、このうち高校レベルのプログラムを履修して所定の試験に合格しますと、国際的に通用する大学入学資格である国際バカロレア資格を取得することができます。

先ほど、「各種学校」の認可を受けていると申しましたけれども、「各種学校」といいますのは、学校教育に類する教育を行うものということとございまして、正規の学校以外の施設で、例えば、予備校ですとか日本語学校などでこれに該当するものがあるかと思えます。

左側ですけれども、学校教育法第1条の学校、いわゆる「1条校」と呼んでおりますけれども、「1条校」と呼ばれる正規の学校でありますと、私どもの通達上、随意契約が認められていますが、本学校は「1条校」ではございませんので、国が随意契約を結ぼうとする場合には、個別に本省主計局と協議を行うこととなっています。そこで、随意契約が認められるためには、公益性が主なポイントになるかと思われまので、この点についてご説明したいと思えます。

本学校法人は、先ほど申し上げました「国際バカロレア認定校」でございまして、国際バカロレア資格を有する者につきましては、大学入学に関して、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として文部科学省より指定されていまして、日本の大学への入学資格が認められています。

また、国際バカロレアを中心としたグローバル人材の育成は、国の施策目標となっておりまして、現在、我が国では国際バカロレア認定校等の大幅な増加を目指しているところでございます。

さらに、横浜市によれば、本学校法人が本地を取得して、教育環境の向上を図ることにつきましては、外国人の生活環境の向上に寄与するものであり、また、横浜で進めるまちづくり、グローバル企業の誘致にも有益であり、国際ビジネス拠点の形成という市の施策方針にも合致するものとしております。

こうしたことを考えますと、一定程度の公益性は認められるのではないかと考えています。

次に、利用計画についてご説明いたします。

学校法人横浜インターナショナルスクールは、学校の移転建替用地として利用する計画としています。

施設整備につきましては、今後設計を行うため、あくまでも現段階におけるイメージ図となりますけれども、敷地北側の約9,000平方メートルに地上5階建て、床面積15,000平方メートルの校舎など、そして、南側の約6,000平方メートルをグラウンドなどとして整備する計画としてございます。

次に、本財産取得の必要性・緊急性などについてご説明いたします。

まず、横浜インターナショナルスクールのキャンパスの状況についてご説明いたします。現在のキャンパスは、横浜市中区山手町に所在しております。ちょうど「港の見える丘公園」の通りを挟んで向かいになりますけれども、そこに幼稚部から高等部まで設置されていますが、スクリーンのとおり、4カ所に分散しているため非常に非効率的な利用になってございます。

なお、現キャンパス内には、運動施設ですとか、芸術分野の美術室、音楽室が不足しているため、近隣の民間や市営の施設を借用して授業や部活動を行っている現状にございます。

また、校舎の本館は、昭和44年に建築した地下1階・地上4階建ての建物でござ

いまして、既に築49年を経過し老朽化が進行していますので、建替えが必要な状況になっています。

しかし、現在の都市計画上の用途地域は、第1種低層住居専用地域、また山手の風致地区に指定されています。建ぺい率は40%、容積率80%、10メートルの高さ規制などがございますので、現地で建替える場合、現在と同規模の建物の建築は困難で、減築となる結果、定員の削減を余儀なくされてしまいます。

加えまして、生徒が体育館やグラウンドへ移動する際に公道を通らなければならないために、移動の際、生徒の安全確保の必要があることや本地域は道路が狭い上に、児童送迎用の駐車スペースが確保されていないといったこともあって、送迎時の児童の安全確保や路上駐車などについて、近隣住宅への配慮が必要な状況となっております。そのため、同学校では、教育施設の拡充と現在の狭隘な教育環境の改善を図るため、移転用地の確保を課題としております。

なお、本学校の在学生のうち横浜市内居住者は全体の約75%でございます。そのうち中区の居住者が約6割を占めていますので、児童や生徒の通学を考慮しますと遠方への移転は困難ということで、現在地から比較的近い本地が移転用地として適地であるとしております。

次に、整備スケジュールについてご説明いたします。

学校法人横浜インターナショナルスクールは、本財産を平成31年3月頃に取得しまして、平成31年度に基本設計、実施設計を行いまして、平成32年度から施設整備を行った後、平成33年7月の開設を予定しています。

以上申し上げましたけれども、学校法人横浜インターナショナルスクールが本財産を取得の上、学校施設を整備する必要性・緊急性などについては十分認められますことから、当審議会にお諮りすることとしたものでございます。

最後に、本財産の処分条件などについてご説明いたします。

処分条件につきましては、全面積を時価で売払うものでございます。

契約方式につきましては、先ほど申し上げましたが、相手方は「1条校」ではありませんので、今後、会計法令上、本省主計局との個別協議の手続きを経た上で、随意契約を予定しています。

また、売払いに当たりましては、法令や財務省通達に基づきまして、学校敷地として10年間の用途指定を付すこととしております。

私のほうからは以上で説明を終わらせていただきます。

○上條会長 ありがとうございます。

それでは、ご意見、ご質問等ございましたら、よろしくお願いたします。野並委員、どうぞ。

○野並委員 今まで校舎が何カ所かに分かれているのが一つにまとまったり、グラウンドができたという事で、学校にとって、あるいは生徒にとって、教育環境が良くなるのかなと思います。

一番心配なのは、現在の校舎のある場所が、横浜にとって、「港の見える丘公園」のすぐ隣接地ということで、非常に環境のいい、観光客も多い場所なものですから、この跡地がどのように利用されるかという関心がありまして、極端なことを言うと、マンションみたいなのができてしまうと嫌だなど。容積率とか高さ制限があるのでその辺のものはできないだろうけれども、一番いいのは、この環境にふさわしいそれなりのグレードのある住宅地みたいなものになっていけば一番いいのかなと思うのですが。ただ、このインターナショナルスクールがどういうところに売るかということについては、タッチできないわけですね。

○倉林管財第2部長 敷地はあくまで、インターナショナルスクールの自己所有地でございますので、そこをどこに売却するかについては、国のほうで関与はできません。

○野並委員 関与できないし、また条件をつけたりすることもできないのですか。

○倉林管財第2部長 横浜市では、山手風致地区に指定しており、山手地区景観風致保全要綱というものが現に定められております。高さ10メートルの制限とか、あるいは緑化地域だとか、いろいろな制約がございますので、その制約の中でこういったものになるかということになるのだろうとは思いますが。

○野並委員 願わくば、この地域にふさわしいものがこの後できればいいなと思います。

○倉林管財第2部長 その点は、委員の先生からも貴重なご意見をいただきましたので、地元横浜市のほうにも伝えていきたいと思えます。

○上條会長 よろしいでしょうか。ほかに、長谷川委員。

○長谷川委員 先ほどのお話の中の公益性というところに絡んでの話ですけれども、国の施策としても、グローバル人材の育成というのが国の施策の目標でもあるという話ですが、教えていただきたいのは、今こちらの学校に通っている生徒さんの中で、

例えば、日本人はどれぐらいいるのか、それと、ますますこれからグローバル化が進んでいくということで、こういうインターナショナルスクールに通いたいという人もたくさん出てくると思うのですが、今の施設は非常に狭隘で老朽化しているという話でしたけれども、果たして、ここを移転したところで今後も十分なのか、あるいは、子供の数は減ってくるから広過ぎるのかどうなのか、長期的なインターナショナルスクールの展望についてお伺いできますか。

○倉林管財第2部長 最初のご質問の日本国籍の関係ですが、全体で約700名の生徒が在籍していますけれども、日本国籍を持っている方が半分近くの340名ぐらいいます。また、横浜インターナショナルスクールの中長期的な展望につきましては、横浜市のまちづくりとして、外国人専用の住宅を整備しようということで、外国人の生活環境を向上させてグローバル企業を誘致しようといった施策を進めておりますので、そういった形で外国人向け住宅などが整備されていきますと、インターナショナルスクールへの需要も高まってくるのだらうと思います。

また、インターナショナルスクールは東京にもありますが、東京にあるインターナショナルスクールは、全てが高校まであるものではなくて、中学校までなどという状況ですので、その辺で、横浜インターナショナルスクールは、差別化などもできます。生徒の数としては、本校においては、現在約700名ですが、800名ぐらいまで伸びていくといった見込みを立てております。

○長谷川委員 それで、800名でも十分収容できるだけの施設になるということですか。

○倉林管財第2部長 そういう前提でございます。

○上條会長 よろしいでしょうか。ほかにはいかがでしょうか。佐谷委員。

○佐谷委員 この学校が、「各種学校」で、でも、「国際バカロレア認定校」であることで随意契約ということになると思うのですけれども、かつ、横浜市がそれを推進しているからということも理由の1つとしておっしゃっていたと思うのですが、例えば、地元の自治体のそういう推進がない場合は、随意契約になるのかならないかということをお伺いしたいです。

○倉林管財第2部長 最終的に本省との個別協議によるのだと思いますけれども、地元の施策というのは、公益性を考える上で非常に重要なポイントになるかと思っておりますので、そういった点がなければ、随意契約を認める判断要素としては若干希薄にな

るのではないかという感じは持っております。

○佐谷委員 そうすると、例えば、ほかの市町村に同じような土地があつて、同じように国際バカロレア認定校であつても随意契約にならない場合も出てくるということですか。

○倉林管財第2部長 事案によって個別性があり、いろいろな要素があると思いますので、そこはトータルとして考えていく問題だと思います。

○佐谷委員 そういう裁量の範囲があることは重要というか、あつてもいいと思いますが、国レベルで国際人材の育成を進めているのであるならば、国際バカロレア認定校であれば一定程度随意契約にするという基準的なものがあつてもいいなと思います。そこは裁量の範囲と基準というところのバランスだとは思うのですが、その辺は今すごく目が厳しいところなので考えていただけるといいかなと思いました。

○倉林管財第2部長 ありがとうございます。個別協議という制度そのものにつきましては、会計法令を所管します本省サイド、制度官庁の話ですが、いずれにしろ、随意契約ということを踏まえ、個別協議を認める際には、公正性などといった観点から、厳正に運用されるべきものであらうと考えています。

○上條会長 よろしいでしょうか。ほかにはいかがですか。竹内委員。

○竹内委員 今、ネットで当該地を見ているのですが、「本牧フロント」というショッピングモールの隣接地がこの対象地だと思います。そこに、道路が途切れたような形で跡地として残っているようです。こういった跡地や残っている構造物の除去費用、撤去費用というのは、この場合はどちらになるのですか。

○倉林管財第2部長 売払いに当たりますとは、現況での売払いになりますので、それは相手方負担ということになります。

○上條会長 よろしいでしょうか。

○竹内委員 はい。

○上條会長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、ご意見も出尽くしたようですので、諮問どおり決定したいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○上條会長 それでは、諮問どおり決定させていただきます。

○倉林管財第2部長 ありがとうございました。

○上條会長 次に、第3諮問の審議に移りたいと思いますが、ここで5分間の休憩を設けます。

( 休 憩 )

○上條会長 よろしいでしょうか。それでは再開いたします。

### 第3諮問

大手町二丁目地区第一種市街地再開発事業により権利変換を受けた再開発ビルの一部を東京都千代田区霞が関に所在する日本郵政ビルと交換することについて

○上條会長 第3諮問の審議に移りたいと思います。第3諮問は、大手町二丁目地区第一種市街地再開発事業により権利変換を受けた再開発ビルの一部を東京都千代田区霞が関に所在する日本郵政ビルと交換するものです。

それでは、諮問事項の説明をお願いいたします。

○内田管財第2部次長 管財第2部次長の内田でございます。それでは、第3諮問につきましてご説明をいたします。スクリーンをご覧ください。

本件は、大手町二丁目地区第一種市街地再開発事業により、平成26年3月に財務省が権利変換を受けた再開発ビルの一部と東京都千代田区霞が関1丁目に所在する日本郵政株式会社が所有する日本郵政ビルを交換しようとするものでございます。

本日の諮問に先立ちまして、平成25年12月4日に開催いたしました第244回の当審議会におきまして、借受庁舎の解消等のため、国として日本郵政ビルが必要であること、また、日本郵政においては、再開発ビルへ日本郵政グループの本社機能を集約・移転することで、業務の効率化、利便性の向上が図れることから、これらの財産を交換する前提で諸手続を行っていくことについてご了解をいただいたものでございます。

その後、諸手続を経て具体的な利用計画が定まった段階で、交換処理内容について当審議会にお諮りさせていただくものとしておりました。

今般、日本郵政グループの本社機能を集約・移転することが本年4月24日、正式

に对外公表され、具体的な利用計画等が定まってまいりましたことから、本諮問として今回の審議会にお諮りするものでございます。

それでは、国が日本郵政株式会社から取得する交換受財産についてご説明いたします。

受財産の位置図をご覧ください。対象地は、東京メトロ千代田線「霞ヶ関」駅及び銀座線「虎ノ門」駅に近接しております。都市計画上は商業地域に指定されており、国の中央省庁等を配置する中央官衙地区内に立地していることから、周辺には官公庁施設等の事務所ビルが立ち並ぶ地域となっております。建ぺい率は80%、容積率は500%となっております。

次に、受財産の案内図をご覧ください。対象財産は、桜田通りに面する東西約120メートル、南北約60メートルのほぼ長方形の、敷地面積6,611平方メートル、建物延べ面積50,470平方メートルの財産でございます。現在、日本郵政グループ各社の本社として使用されております。

次に、受財産の利用計画図をご覧ください。平成29年2月17日に開催されました財政制度等審議会の国有財産分科会におきまして、中央合同庁舎5号館に入居しております環境本省や、民間ビルを借受けしております環境省の外局である原子力規制委員会などが日本郵政ビルの入居官署として認められたところでございます。環境省においては、機能分散の解消、民間借受の解消、狭隘の解消が図られることとなり、特に民間借受の解消により年間約18億円の借受料の縮減が可能となり、財政貢献に寄与することとなります。

続きまして、交換渡財産につきましてご説明をさせていただきますが、まずは渡財産が所在する大手町2丁目地区の再開発事業の概要につきましてご説明いたします。

本件対象財産が所在する大手町2丁目地区につきましては、平成20年10月に、当時の本財産所有者であった独立行政法人国立印刷局と他の地権者である日本郵政株式会社、NTT、NHK及び施行者URとの間で、再開発を行うことで基本合意書を取り交わしております。

その後、平成22年12月に、独立行政法人の事務・事業の見直しに伴う不要財産として印刷局から国庫納付され、国が印刷局の地位を承継し、まちづくりへの協力や資産価値向上の観点から、基本合意書に沿って再開発事業を進めてきているものでございます。

当該再開発事業により、国は平成26年3月の権利変換計画に基づきまして、ウエストタワーの14階の一部と、15階から17階の3フロア、イーストタワーの27フロア等を区分所有として取得し、低層階の店舗等部分につきましては、共有持分として取得しております。

なお、ウエストタワーは、計画策定時にはA棟、イーストタワーはB棟との名称でしたが、本年4月に、「大手町プレイスウエストタワー・イーストタワー」の名称に決定されたところでございます。

それでは、国が日本郵政株式会社に処分する交換渡財産についてご説明いたします。渡財産の位置図をご覧ください。

対象地は、JR「東京」駅の北方約600メートル、東京メトロ丸ノ内線「大手町」駅に近接する大手町二丁目地区第一種市街地再開発事業の施行区域に所在しております。対象地は都市計画上商業地域に指定されており、建ぺい率は70%、容積率は1,570%となっております。

次に、渡財産の案内図をご覧ください。対象地は、都道及び区道に面する東西約180メートル、南北約140メートルのL字型の土地でございまして、現在、東側にイーストタワー、南西側にウエストタワーが建設されているところであります。

次に、再開発ビルの配置図及び立面図をご覧ください。今回交換対象となります部分は、赤枠で囲い表示しておりますウエストタワーのうち、14階の一部と、15階から17階の3フロアと、低層棟の育成用途部分と呼ばれる店舗、会議室、インターネットデータセンターの共有持分の一部及び当該建物面積に相当する土地の共有持分となります。

次に、渡財産の利用計画図をご覧ください。日本郵政株式会社は、渡財産を日本郵政グループ本社として利用することとしております。現在の日本郵政ビルは狭隘で、一部本社機能が周辺民間ビル等に分散しているため、業務遂行上も非効率となっていることから、集約することで効率化が図れることとなります。また、グループ各社が業務面、営業面、システム運行面で連携し、一体的に運営することで、サービスや利便性の向上、企業価値の向上が図れることなどの理由から、日本郵政株式会社としましては、大手町の再開発ビルにグループの本社機能を集約・移転することとしたものでございます。

なお、日本郵政グループとしてウエストタワーに19フロアを必要としているため、

自ら有する権利床5フロアに加え、URから保留床11フロアを買い増し、さらに、国の権利床である14階の一部と、15階から17階の3フロアを本件交換により取得することが不可欠であるとしております。

利用計画としましては、日本郵政グループ本社である日本郵政、日本郵便、ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険の各社執務室及びグループ共用ゾーンとして使用する予定となっております。

次に、今後の交換に係るスケジュール等についてご説明します。

本年8月に再開発ビルが竣工いたしますと、施行者であるURより、交換渡財産が国に引き渡される予定となっております。一方、日本郵政株式会社より、日本郵政グループ全体の円滑な機能移転が完了する11月末に交換を行いたいとの要望を受け、協議・検討しました結果、機能移転に必要な期間として、本年8月から4カ月程度は有償貸付を行い、期間満了後、交換契約を締結することとしております。

交換受財産については、交換契約締結と同時に環境省へ所管換を行い、平成32年度以降に環境省が入居する予定となっております。

また、交換財産につきましては、現在評価作業中ございまして、本年9月中旬ごろに評価額を決定の上、本年11月末に交換契約締結となりますことから、次回以降の当審議会において交換内容について最終報告をさせていただきたいと考えております。

最後に、処分条件等につきましてご説明いたします。

契約方式につきましては、会計法の規定に基づき、随意契約によることとなります。また、国有財産の交換につきましては、国有財産特別措置法第9条第1項に基づく交換処理になります。

なお、交換渡財産については、大手町という非常に地価の高い地域に所在する財産であるため、日本郵政株式会社に対しまして、10年間の所有権の移転を禁止する旨の特約を付すこととしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○上條会長 ありがとうございました。

それでは、諮問事項につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、よろしくお願ひします。伊藤委員。

○伊藤委員 本件は交換ということなので、認識が間違っていなければ、高い財産の

価格から2割以内の範囲内であれば交換ができるのですか。

○内田管財第2部次長 4分の1の範囲内であれば交換ができます。

○伊藤委員 9月頃に結論が出てくるので、作業途上ということで、難しいとは思いますが、受財産と渡財産、どちらの価格が高いのか、もし支障なければ教えてください。

○内田管財第2部次長 平成25年当時に、この交換ができるかどうかということを検討する段階で、それぞれ概算評価ということで不動産鑑定士をお願いをしまして、評価をしましたが、そのときには、受財産のほうが若干価格は高かったと聞いております。

○伊藤委員 それから、本諮問案件は近年まれに見る超一等地の案件でありまして、非常に興味深いところでありまして、特に本件はオフィスビル用地ということで、いわゆる収益性でかなり決められる点が多いのかなと思うので、もし担当部署のほうで、何か事前準備で、大手町、丸の内地区の賃料水準とか、それから、霞が関、虎ノ門地区といったところで、賃料水準で周辺調査をしているのであれば、ざっくり、例えば大手町だと坪40,000円ぐらいとか、虎ノ門、霞が関だと坪25,000円、30,000円とか、何かそんなヒアリング結果があればご教示願いたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○内田管財第2部次長 現時点では、まだそういった賃料水準とかいった中身を聞いているという報告を受けておりません。今後、もしわかれば、お知らせできる範囲内であれば、お知らせをしたいと考えております。

○伊藤委員 それから最後に、受ける財産、霞が関はかなり面積が大きいので、ここで将来の収容人口といいますか、何百人ぐらいになるのか、何か把握されていたら、ちょっと教えてください。

○内田管財第2部次長 受財産には、環境省が入る予定になっておりますが、先ほどご説明をいたしましたように原子力規制庁も入るということでございまして、環境省で約1,000名、原子力規制委員会で約1,000名です。原子力規制委員会には、その事務局、原子力規制庁がございまして、それを合わせて両方で約2,000名と聞いております。

○伊藤委員 ありがとうございます。

○上條会長 よろしいでしょうか。ほかにはいかがでしょうか。

それでは、ちょっと1点だけ教えていただけるとありがたいのですが、今回、交換ということなので、非常に珍しいケースだと思います。これは先ほどの伊藤委員からのお話にもあったとおり、最終的な鑑定評価等で価値の差額が出た場合の調整は、どういう形で行われるのでしょうか。

○内田管財第2部次長 最終的に受財産のほうが高い場合、すなわち日本郵政ビルのほうが価格が高い場合につきましては、渡財産でありますウエストタワーの3階プラスアルファの部分と、先ほどご説明したかと思えますけれども、育成用途部分と言われる、共有持分で持っている部分で調整をして等価にするというふうに考えております。

評価が逆となった場合の話でございますが、その場合は日本郵政のほうで差金で調整をすると伺っております。

○上條会長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

それでは、ご意見も出尽くしたようですので、諮問どおり決定したいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○上條会長 それでは、以上諮問事項につきましては、諮問どおり可決されました。後ほど関東財務局長に対しまして、答申書をお渡しすることといたします。

## 報告事項

### 国有財産関東地方審議会答申案件の処理状況等について

○上條会長 続きまして、報告事項が1件あると聞いております。お願いいたします。

○行木管財第1部次長 管財第1部次長の行木でございます。私のほうから、報告事項についてご説明させていただきます。

本報告につきましては、昭和53年6月開催の当審議会におきまして、「答申をいただいてから5年を経過し未処理となっている案件については、原則として白紙に戻し改めて諮問する、あるいは案件の性質上全く白紙にできないものは、了解を得て処理する」旨の取扱いが決定されたことを受けまして、毎年度初めに開催される審議会において、前年度末時点における答申案件の処理状況等を報告させていただいているものでございます。

お手元の資料、「国有財産関東地方審議会答申案件の処理状況等について」の1ページをご覧ください。答申後5年を経過し未処理となっている案件についてご説明いたします。前方のスライドをご覧ください。

1件目は、平成20年8月の審議会においてご答申をいただきました茨城県ひたちなか市新光町に所在する土地を、ひたちなか市及び東海村に対しまして、ごみ処理施設敷地として無償貸付することとした案件でございます。

本件につきましては、東日本大震災の影響により処理が遅延しておりますが、現在関係地方公共団体において協議しており、今年度中に事業計画や整備スケジュールについて報告される予定であります。今後、報告されるスケジュールに沿って処理を進めてまいりたいと考えておりますので、ご了解いただきたいと思います。

2件目は、平成21年12月の審議会においてご答申をいただきました千葉県柏市柏の葉に所在する土地を、国立大学法人東京大学に対しまして、大学敷地として時価売払いすることとした案件でございます。

本件につきましては、東京大学において予算上の制約があることから、毎年度約2億円を予算措置の上順次売却を行い、予算が確保できた場合には、残地を一括売却することとしているものでございます。

平成29年度につきましても0.7ヘクタールを売却しており、引き続きフォローアップを行ってまいります。

3件目は、平成24年12月の審議会においてご答申をいただき、今回新たに5年を経過しました千葉県千葉市花見川区に所在する土地を、社会福祉法人に対し特別養護老人ホーム敷地として定期借地権を活用し時価貸付すること、及び千葉市に対し道路用地として時価売払いすることとした案件でございます。

対象財産のうち5,190平方メートルにつきましては、平成25年10月29日、社会福祉法人同塵会と定期借地契約を締結し、平成27年10月1日に特別養護老人ホームが開所されております。

残りの295平方メートルのうち293平方メートルについては、平成26年2月17日に千葉市に対し道路用地として時価売払いしておりますが、青色で表示しております残りの2平方メートルについては、一部の隣接土地所有者と境界協議が調わなかったことから未処理となっております。今後、未処理部分については、境界協議が調い次第千葉市に対し時価売払いをする予定でございます。

続きまして、お手元の資料 3 ページをご覧ください。こちらは、本審議会において答申を受けた案件に係る過去 5 年間の処理状況でございます。

平成 29 年度において処理済みとなった件数は 8 件でございます。これにより、過去 5 年間に答申をいただきました 40 件のうち、処理済みは 30 件、処理率は 75% となりました。

4 ページから 13 ページは、過去 5 年間の処理状況の一覧でございます。このうち平成 29 年度に処理を行った財産には、赤で二重丸の印を記載しております。

次に、資料 14 ページ並びに前方のスクリーンをご覧ください。平成 28 年 4 月の審議会においてご答申いただきました、山梨県韮崎市龍岡町に所在する土地を、峡北広域行政事務組合に対し、現在のごみ処理施設の建替用地として時価売払いすることとした案件でございますが、ごみ処理施設の建替えが中止となり、処理方針が白紙となったことから、ご報告させていただきます。

本件につきましては、平成 29 年 7 月に、山梨県から、自治体のごみ処理施設の建設費や運転管理費の縮減等財政負担の軽減に向け、ごみ処理施設を効果的な規模に集約化することを目的とする新たなごみ処理広域化計画を策定する方針が出されました。具体的には、山梨県内を 3 ブロックに分け、各ブロックのごみ処理施設をそれぞれ 1 施設に集約する目標が山梨県から示されたものでございます。

これを受けまして、建替用地とした国有地が所在するブロックについては、平成 29 年 10 月、既存の 3 つのごみ処理施設を平成 43 年 4 月までに新たに整備する 1 施設に集約し、共同処理を開始する旨の基本合意が関係地方公共団体と広域事務組合において締結されました。これに基づき、峡北広域行政事務組合においては、集約する新たなごみ処理施設の運用開始までの間、現有施設を継続使用することとなり、本地におけるごみ処理施設の建設を中止する決定がなされ、本地の取得の取下げの申し出が先月あったものでございます。

以上のことから、本件につきましては、白紙になりますことをご報告させていただきます。

最後に、お手元の資料の 15 ページには、この 1 年で新たに施設整備が完了した事案を記載しております。

なお、ここでお手元の資料 11 ページをご覧ください。一番上段にございます国有財産である荻窪税務署等の土地と、杉並区施設「あんさんぶる荻窪」の土地及び建物

を交換することとした案件につきましては、先月5月1日付で交換契約を締結しております。

本件につきましては、委員の皆様のところの一部のご理解いただけていない住民の方からお手紙が届いているようでして、ご迷惑、ご心配をおかけしております。当時の審議会においてご説明していますとおり、杉並区による住民説明会は数回にわたり開催されておまして、また、児童館の機能は近隣の小学校などにて存続することとなっております。杉並区としては、住民の方から申し出があった場合には、引き続き丁寧に説明し、理解を求めていくと聞いております。また、当局としましても、杉並区と連携し、適切な対応を行っていく所存でございます。

以上で報告事項の説明を終わらせていただきます。

○上條会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告事項につきまして、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

#### 4 閉 会

○上條会長 それでは、以上をもちまして、本日予定された議題は全て終了いたしました。

終了前に、関東財務局長からご発言がございましたら、よろしく願いいたします。

○浅野関東財務局長 本日はご多用の中ご審議いただきまして、どうもありがとうございました。また、貴重な意見を賜りましたので、今後そういうものを活かしてまいりたいと思っております。本日お諮りした案件につきましては、審議の結論によりまして、早速処理を進めてまいりたいと考えております。

本日は誠にありがとうございました。

○上條会長 ありがとうございます。

それでは、次回の審議会の日取り等につきまして、事務局のほうからご連絡をお願いします。

○山本管財第1部長 次回の審議会の開催でございますが、本年の9月頃をめどにお願いをしたいと考えてございます。正式な開催通知等につきましては、後日送付させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○上條会長 ありがとうございました。それでは、お聞き及びのとおりでございますので、皆様ご承知おきを願いたいと存じます。

それでは、これもちまして、本日の審議会は終了といたします。ありがとうございました。

午後 3 時 2 7 分閉会